

富山市指定収集袋広告掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、富山市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条、第7条並びに第8条第2項及び第4項から第6項までの規定に基づき、本市が製造する指定収集袋（富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第15条第2項に定める指定収集袋。以下「収集袋」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定める。

（広告掲載基準）

第2条 収集袋に掲載する広告物は、要綱及び富山市広告掲載基準に適合するものでなければならない。

（広告の掲載位置等）

第3条 広告を掲載することができる位置、規格及び媒体数は、富山市指定収集袋広告掲載募集要項（以下「募集要項」という。）に定める。

（広告の掲載期間）

第4条 広告の掲載期間は、募集要項に定める。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該広告の掲載期間を延長することができる。

（広告掲載希望者の募集）

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、富山市ホームページ等により行う。この場合において、申込資格、申込手続等は、募集要項に定める。

2 収集袋販売取扱い事業者又は今後取扱いを予定している事業者は、広告掲載希望者となることができない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（広告掲載の申込）

第6条 広告掲載希望者は、富山市指定収集袋広告掲載申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）に必要書類を添付し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された広告掲載する原稿案（以下「広告原稿案」という。）について、特に必要があると認めるときは、その修正等を広告掲載希望者に求めることができる。

（広告主の選定）

第7条 前条の規定による申込があったときは、申込資格及び広告の内容について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定により広告主を決定したときは、富山市指定収集袋広告掲載決定通知書（様式第2号）又は富山市指定収集袋広告不掲載決定通知書（様式第3号）により、広告掲載希望者に対して結果を通知する。

（広告審査会）

第8条 環境部長は、広告掲載の可否を審査するため、富山市指定収集袋広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設置することができる。

- 2 広告審査会は、環境部長を会長、環境部次長を副会長とし、環境センター所長、廃棄物対策課長、環境センター管理課長及び環境センター業務課長で構成する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長がかけたときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、構成員以外の職員その他関係者の出席を求めることができる。

(会議)

第9条 広告審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会議は、会長が議長となる。
- 3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議の庶務は、廃棄物対策課において行う。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、類似した広告掲載における市場価格等を勘案して、募集要項に定める。

- 2 広告掲載料は前払いとし、広告主は市長が指定する期日までに広告掲載料を市の指定する納付書により、一括して納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告内容)

第11条 広告欄には、店舗・企業名、所在地、連絡先、コメント等を掲載することができる。

- 2 印刷は収集袋の印字と同色刷りとする。
- 3 広告主は、印刷原版の作成において、文字体及びレイアウトの軽微な変更が生じ得ることを了承のうえ申し込むものとする。

(広告のデータ)

第12条 広告主は、広告原稿案を申込書に添付するとともに、原稿データ（以下、「広告掲載データ」という。）を市が指定する方法により作成し、第7条第2項の通知の記載の日までに提出するものとする。

- 2 提出後の広告の差替えはできない。
- 3 広告掲載データの作成にかかる一切の費用は広告主の負担とする。

(広告の内容の変更等)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令又は要綱等に抵触すると判断したときは、広告主に対して広告内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取下げ等)

第14条 広告主は、原則として、自己都合により広告掲載を取り下げることができない。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他

の手續を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。ただし、これにより生じた広告主の損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

(1) 第10条第2項に規定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、富山市指定収集袋広告掲載取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（広告掲載料の還付等）

第16条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、既納の広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 前条の規定により広告掲載の決定を取り消した場合で、広告主の責めに帰することができない理由があると認められる場合

(2) その他、市長が認める場合

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子は付さない。

（広告主の責務）

第17条 広告主は、掲出する広告の内容に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、広告掲載までに、広告内容が第三者の権利を侵害するものでないことを確認するとともに、広告内容に関する知的所有権その他の権利について、所要の措置を講じなければならない。

3 広告主は、掲載する広告により、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責めでその損害を賠償するものとする。

4 広告主の事情又は瑕疵により、当該広告の掲載された収集袋の販売が困難になったときは、販売を中止することがある。また、その場合の原状回復に要する経費は広告主の負担とする。

（雑則）

第18条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和8年10月16日から施行する。

（経過措置）

この要領の施行の日から令和9年9月30日までの間におけるこの要領の適用については、第1条中「富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」とあるのは、「富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年富山市条例第57号）による改正後の富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」とする。

富山市指定収集袋広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）富山市長

（申込者）住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職・氏名
電話番号
FAX 番号
E-mail

富山市指定収集袋への広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 業種・事業内容
- 2 広告原稿案 別紙のとおり
- 3 掲載希望枠 容量 リットル相当の指定収集袋 枠
- 4 誓約事項 次の内容をご確認のうえ、□にチェックを入れてください。
 - ☐ 富山市広告事業実施要綱、富山市広告掲載基準、富山市指定収集袋広告掲載取扱要領の内容を遵守します。
 - ☐ 暴力団等又は、暴力団等と密接な関係を有する者ではありません。
 - ☐ 上記に掲げる者でないことにつき、富山市が調査することに同意します。
- 5 申込担当者連絡先

富山市指定収集袋広告掲載決定通知書

年 月 日

様

富山市長

年 月 日付で申し込みのありました富山市指定収集袋への広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知いたします。

つきましては、下記により手続きしていただきますようお願いいたします。

記

- 1 広告掲載枠 容量 リットル相当の指定収集袋 枠
- 2 広告掲載料 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 3 広告掲載データの提出期限 年 月 日
- 4 その他 広告掲載について、疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。

（担当）環境部廃棄物対策課減量推進係
電話 4 4 3 - 2 2 8 1（直通）

様式第3号（第7条関係）

富山市指定収集袋広告不掲載決定通知書

年 月 日

様

富山市長

年 月 日付で申し込みのありました富山市指定収集袋への広告掲載につきましては、下記の理由により掲載できないことが決定しましたので通知いたします。

記

掲載できない理由

（担当）環境部廃棄物対策課減量推進係
電話 443-2281

様式第4号（第15条関係）

富山市指定収集袋広告掲載取消通知書

年 月 日

様

富山市長

年 月 日付で申し込みのありました富山市指定収集袋への広告掲載につきましては、下記の理由により掲載決定を取り消すこととしましたので通知いたします。

記

掲載を取り消す理由

（担当）環境部廃棄物対策課減量推進係
電話 443-2281